

30

20

10

9

8

7

6

5

4

3

2

1

0

五  
一

541

114  
A 3597百八十ヶリニ則一トラモ  
ニキ。八厘八毫ニ免

五

但三文月牌

一月方也

金銀地金三事多々一規律



金塊量目四千トラモ 万一千克銀塊量  
目一千トラモ 二万一千克銀地金三  
事多々一規律 金乃銀地金也  
日曜日辰日と深ノ外日と午申酉子  
子午未亥未申酉子午未亥未申酉子  
未亥未申酉子午未亥未申酉子午未亥



大正十一年四月  
賀 還 寄贈

一リュードル九十九セントあん  
一ペニテウナートセオモニシモ  
一アソナーモリビーの十九ナフ一毫  
一トラーも九百ナドゲーニモ  
三文日附 いづれ日ナ也

ボムベー純金銀座

金銀地金多々規律



金塊量目四千トラミナトモ記憶量  
目あトラミナトモ記憶量  
ノヨミテスル性金の金塊銀地金多々  
日曜日夜タモ深く外日と年あタ字  
ノヨリカ五字近トボムベー金銀座  
ある也

114  
A 3597

あやめの月拂く風すむ程也初  
金地屋久徳吉大二十日因多之拂く

此身乃金石也。此金石地。今  
乃多聳聳。七金石。陛下更  
誠去之。以示恩。而諭後有口。」宿  
掉金石不聽。又曰。多力地尾貨  
聲。以多用。多力。多財。則失其

附之又金銀地主の輸入をもとめ、支那をへて  
寧波の在地主急に載り、量目と算定  
され、一箱主に多額料を拂ふ  
金銀地主と金銀庄と並せ、後其  
様子が化んに後多く何うも一筆不  
ニアニナ、レキ多額料をもとめる——但已  
歩数もヨリユビテの多額料だ——

金銀地主と惠く金銀庄より支那  
出はる是迄をもてやる一筆主ニアレ  
ナ、外に多額料をもとめるヨリユビテ  
レキ多額料をもとめる——

金銀地主又は貿易商等をもとめる高  
不等なる金銀庄と秤やく多額料  
を輸入せる。其の運ぶ運びて其者  
の手にやる際、陳列する也とも金銀

皆主を西主に替へて此の御利益  
多きを極めて

試し告と多きに後金船地主  
の人財徳を多極るを定め全船地  
全之貨幣の販賣不附良一倍也  
不費<sup>高</sup>金銀庫主多きを取れども  
川去り<sup>高</sup>量目承試一叶而レ便  
多掲載せらるのみ、其と一色調取

シ角也輸力多きを、局主<sup>一</sup>右  
御室主を後主附相面入るべし  
右御室主と局主<sup>一</sup>は二千四時<sup>一</sup>主  
多御室主を輸力多きを、其後  
一金銀庫取主不附主<sup>一</sup>時之美國  
貨幣局主<sup>一</sup>金萬<sup>一</sup>主多きを、其と  
計主金銀地主取り程<sup>一</sup>主<sup>一</sup>金銀庫  
取主多輸力多きを、局主<sup>一</sup>し

金地産みと貨幣をぬきまくさう  
角を移し宣使へ一矢やうへニツア  
サヒーとぬきまくさうの角を移  
セーハナト、ニテ政事へマトラス、コソ  
ラツカバット、ニテ政事へマヒーをゆき  
ヌキマクシ移をぬきまくさうへニツア  
福袋御内を金地産へ金地産へ  
多き移を武久松の通へ

試しに印を貨幣よりおとせたへ  
ニテウートアリム移をぬきまくさ  
多き移を悪性へ一ヘニテ立ト  
無く四矢やうへニテ金を改めまく  
多き移を印を貨幣よりおとせ  
悪性へニカラツドグレーニ無くモ  
刻合下るへ  
金を縮む費を宣使へ唐子トラス

ナニアニナ  
三 リリヒーの室を拂ふ

銀をトラスヨーリエヒーの室と

拂ふへー

金銀地金みと貨物を輸入をと  
試の告とあるとトヨミ申し候  
不得力と一と事と咸吉あこ四リヒー  
の試料 税もニリヒーの咸料を納め  
旦吉也 やる金銀地金と宿してお

ナノ元に付いた物

金銀座織物

二千リヒー

四百五十ドル

金銀座長助役

千リヒー

二百五ドル

金銀座運載助役

七百リヒー

一百五ドル

同  
游  
白

五百五十九

六月  
百辛三日  
廿二  
下五

辛三  
土  
下五

詩文錄

本セ角ニユビ

卷之三十一

同  
卷之六

七百五十九

七十五

内にあらま載る。宿主の者を除く  
金銀地金と本筋の  
力が付ける。

